

太陽光発電にかかる受光利益の法的保護性が認められたが、違法侵害はないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／福岡地方裁判所
【裁判年月日】 平成 30 年 11 月 15 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 358 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 民法 709 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449855

事実の概要

本件は、原告が開発した住宅地に太陽光発電設備を設置して共用施設等で利用する電気を発電し、余剰分を売電して共用施設運営費に充てていたところ、被告が隣地に住宅地を開発し建物を建築したことにより、原告の発電量が大きく減少したと主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金（一部請求）1,189 万円余及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原告住宅地は、1 戸当たり建築面積約 46㎡の 2 階建て及び地下室からなる住宅 18 戸、緑地、2 階建てのコモンハウス（コミュニティルーム、ゲストルーム）等からなる開発面積約 2,700㎡の住宅地で、都市計画上、第一種住居地域に指定され、建ぺい率 60 パーセント、容積率 200 パーセントの規制がされている。

原告住宅地の南側部分は、居住者用の駐車場区画（約 18 台分）が整備されており、南側境界線に沿う形で、カーポート状の自動車用の屋根が全駐車区画分整備されている。

平成 22 年 6 月頃の開発計画当時、被告住宅地の所有者 B は同地を平置きの有料駐車場として利用していた。

原告は景観と近隣住民への配慮から、太陽光パネルを南側に設置することとしたが、被告住宅地の将来の利用方法によっては、太陽光発電に影響

が出ると危惧し、B に確認したところ、B は「売るかどうかも分からないし、分譲地としての利用は考えていない。」旨回答した。原告はこれを受け、本件駐車場の屋根に太陽光パネルを設置することとした。

本件駐車場の自動車用の屋根には、南側に面する壁部分に断面幅 1,657mm の太陽光パネルが 1 枚、上部の屋根部分（以下「本件屋根部分」という。）に断面幅 858mm の太陽光パネルが 2 枚、屋根全体にわたりそれぞれ設置されている。

壁部分の上端は地上から 2.5m ほどの高さにあり、屋根部分までを含む本件駐車場の自動車用の屋根全体の高さは、地上から 3.5m ほどになる。

原告は、経済産業大臣に対し、平成 23 年 1 月、本件太陽光発電システムについて、新エネルギー等発電設備の認定（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 9 条 1 項）を申請して認定され、また、九州電力株式会社との間で、電力系統への連系と余剰電力の売電にかかる契約を締結した。

原告は、同年 2 月下旬から、本件設備の運転を開始し、同年 3 月初旬から、九州電力に対する本件設備の余剰電力の販売を開始した。本件設備により発電した電力は、原告住宅地の管理事務所の電力や街灯、ポンプ等の共用部分の電力として用いられるほか、余剰電力の売却益は、原告住宅地の共益費の一部として用いられている。

被告は、平成 26 年 11 月以降、B から取得し

た被告住宅地を開発して住宅を建築し、本件太陽光パネルの1.25mから1.5mほど南側に、2階建ての住宅4戸を建築した。

本件太陽光パネルのうち、屋根設置部分では、冬至の午後12時15分の太陽高度を基準としても太陽光を受光できる。これに対し、壁設置部分では、夏至の午後12時15分の太陽高度を基準とすれば太陽光を受光できるが、冬至の午後12時15分の太陽高度を基準とすると、太陽光を受光できない。

結局、冬至における本件太陽光パネル全体に対する受光することができない部分の長さの割合は、61パーセント程度となる。

判決の要旨

請求棄却（下線は引用者）。

1 本件建築行為が原告の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるか

(1) 受光利益の法的保護性

「土地の所有者は、所有権の行使として当該土地を使用収益する権利があるところ、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行うことは土地の使用収益にほかならないから、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う権利は、所有権の内容として認められる。もっとも、そのような権利が、所有地上での所有権の行使のみならず、他者に対して、自己の設置した太陽光発電設備のための太陽光の受光を妨げられない権利ないし利益まで当然に包含するものではなく、別途考慮を要する。

そこで引き続き検討するに、本件のように土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う場合には、太陽光の受光はその土地の使用収益の方法において必要不可欠な資源であって、太陽光の受光が妨げられることは、その土地の使用収益の方法においては直接的な不利益となる。

そして、現在において、自然公園など原則として工作物の設置が規制されるような場所を除いては、太陽光発電設備の設置を認めなかったり、許可制としたりするなどの規制は見当たらない。むしろ〔近時の諸政策は〕太陽光発電を初めとする再生可能エネルギー源を用いた発電を促進普及させるために、国民や事業者に対して経済的誘因を

与え、収益の予測可能性を高めることで導入を誘導する政策手法であり、具体的な施策として、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電を行う者が経済的に一定の保証を得られるよう定めるものである。

これらを総合すると、太陽光発電を行っている者は、発電設備への太陽光の受光について密接な利害関係を有するものであり、法律上の保護が及んでいないと解することは相当でないから、その者らの有する太陽光発電のために太陽光を受光する利益（以下「受光利益」という。）は、法律上保護に値する利益に当たると解するのが相当である。」

(2) 違法侵害の判断基準

「もっとも、太陽光発電は、再生可能エネルギー源……を用いた発電の一つとして、近年急速に普及し始めたものであって、建築基準関係規定でも住宅地における太陽光発電のための太陽光パネルの設置と近隣の他の建築物との関係を想定した規制を設けるには至っておらず、どの程度の受光が確保されれば権利ないし利益の侵害とならないかなどの明確な基準が存在しないことに加え、電力の安定的かつ適切な供給の確保及びそれに係る環境への負荷の低減を巡る今後の社会の情勢や政策手法の変更にも影響されるから、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、受光利益を超えて権利性を認めることはできない。

したがって、本件におけるように建物の建築行為が第三者に対する関係において太陽光の受光を妨げたからといって直ちに違法な利益侵害があるとして不法行為を構成するということはできず、受光利益を違法に侵害するものとして不法行為を構成するかどうかは、被侵害利益である受光利益の性質と内容のほか、受光を妨げる建物が建築された所在地の利用用途、周辺の地域性、侵害される受光利益の程度、侵害に至る経過等を総合的に考察して、侵害された受光利益と建物を建築する利益とを比較考量して判断すべきである。もっとも、受光利益の性質と内容については、上記のとおり建築基準関係規定にも規制がなく、利益として保護され得る範囲について社会的に合意の得られる基準が設けられているものではないことや、

太陽光発電の性質上、発電量及び余剰電力の販売益がどの程度に達するかは不安定であることを考慮せざるを得ないから、受光利益を侵害する行為が違法であるとされるのは、法令による規制に違反する建築物によるとか、発電量を著しく減少させるなど、その侵害の程度が強度といえるような場合に限られる」。

2 本件建築行為が原告の受光利益を違法に侵害するか否か

「被告は建築基準法その他の関係法令に適合する被告建物を建築したのであって、同建物は違法建築といえるものではないし、被告建物が本件設備の発電量の減少に与える影響は限定的であって、そのような状況に至った点について必ずしも被告の責めに帰すべきとはいえないから、原告の受光利益の侵害の程度が強度といえるような場合ではない。

したがって、本件建築行為が法令に違反するものではなく、本件設備による太陽光発電に対する影響も著しいものとはいえないから、本件建築行為は原告の受光利益を違法に侵害するものということはできない。」

判例の解説

一 日照権と受光利益

日照は、健康で快適な生活を営むために不可欠の生活利益であり、判例上、私法上保護される権利として、日照権が確立している（最三小判昭47・6・27判時669号26頁）。日照権は人格権の一内容として理解されているが、本件のように駐車場に設置される太陽光発電に必要な受光が、従来保護されてきた日照権の対象に含まれるか否かについては争いがありうる。

本判決は上記未引用部分で「太陽光発電は経済活動としての域を出ない」として、日照権ないし人格権の保護範囲外としたが、少なくとも太陽光パネルが、本件のような駐車場や、あるいは投機目的で山間に設置されるメガソーラーではなく、現に居住する住宅の屋根に設置されている場合には、簡単には日照権から排除できないであろうし、私人が享有する日照権と区別することは困難と思

われる。

他方、被告は、受光利益の法的保護性を認めれば、「新たな権利の創設になりかねない」と主張したが、本判決は上記未引用部分で、受光利益が「所有権に発する正当な土地の使用収益活動のための利益として相当の客観性を備えて」いるとし、また、要保護性は違法判断の一要素であるとして排斥した。

受光利益は、眺望利益のように、その性質上、空間支配権ではなく、状況依存的な利益である。すなわち、太陽光パネルによる受光をさえぎる障害物が存在しないという、他者の土地利用状況に依存して享受しうる利益にすぎない。また、日常生活に必要不可欠とまではいえない点で、日照権、人格権や平穏生活権とも異なる。

少なくとも固定価格買取制度の下で客観的な経済的価値を有する利益である以上は、一定の法的保護性の主張はしやすいが、本判決が述べるように、その権利性は強くはないと考えられる。

二 受光利益承認の意味

受光利益の法的保護性が認められた結果、利益侵害が違法と評価される場合には、一定の司法救済が与えられることになるが、受光権ではなく受光利益とされたことの意味をどう捉えるべきか。

景観権の主張に対して景観利益の法的保護性のみ認めた、著名な国立マンション最高裁判決（最一小判平18・3・30民集60巻3号948頁）を参照しつつ、違法判断と救済方法に着目すれば、少なくとも2つの意味がありそうである。

第1に、違法判断のハードルがより高く設定される。受光利益と対立する権利利益は、多くの場合、所有権などの財産権になろうが、財産権との対等な利益衡量はされない。本判決も触れていないように、受忍限度論も採用されない。国立マンション最判によるなら、受光利益の侵害が違法となるのは、侵害行為の態様・程度の面で社会的相当性を欠くような場合に限られよう（社会的相当性基準）。

本判決は、①法令違反建築物（侵害行為の態様）、②発電量の著しい減少（侵害の程度）を例示するが、社会的相当性基準を採用したものといえようか。これはケースバイケースの判断となろうが、

本判決のあてはめを見ると、高いハードルが設定されているように見受けられる。

第2に、司法救済の方法として、国立マンション最判の有力な理解と同様に、差止請求までは許されず、損害賠償請求しか認められないとの整理がされる可能性がある。私見¹⁾では、カテゴリカルに事前差止請求が排除されるのではなく、対立する権利利益が弱く、侵害行為の違法性が高いような場合には、なお差止請求の認容される余地があると考えるが、争いのあるところであろう。

三 太陽光発電をめぐる法的紛争

太陽光発電については近時、少なくない法的紛争が法廷に持ち込まれている。

これらは問題状況に応じて、①設置の是非をめぐる紛争と、②設置後の稼働をめぐる紛争のおおよそ2つの紛争形態に大別できそうである。

①は典型的には、太陽光パネルの設置により景観が破壊されると周辺住民等が主張し、設置の差止めを求めるケースである。大分地判平28・11・11 (LEX/DB25544858) は、観光地である由布岳山麓の景観破壊が問題とされた事例である(請求は棄却)²⁾。特にメガソーラーについては周辺住民の反対だけでなく、地元自治体が設置に難色を示す場合があるが、①は設置者が原告となり、行政訴訟として顕在化する場合もありうる。たとえば水戸地判平30・6・15 (LEX/DB25560541) は、国立公園の特別地域内における太陽光発電設備の新築の許可申請に対する自然公園法20条3項の不許可処分が取り消され、許可が義務付けられた事例である³⁾。

②の例としては、太陽光パネル撤去等請求事件(東京高判平25・3・13判時2199号23頁)は、南側隣地の新築建物の屋根に設定された太陽光パネルの反射光につき、建物所有権に基づく妨害排除として太陽光パネルの撤去と不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であった(結果は棄却)。

本件は、②の紛争のなかでも、設置者が原告となった事案であり、すでに設置された太陽光パネルにかかる受光利益が問題とされたが、受光利益の法的保護性が承認される場合には、他の場面でも受光利益の侵害が問題とされる可能性もある。たとえばメガソーラーなど太陽光発電の(投機目

的を含む)急激な設置拡大により、電力会社による出力制御や接続拒否が現実になっているが、そのような場合にも、受光利益は問題となりえよう。

●——注

- 1) 越智敏裕『環境訴訟法』(日本評論社、2015年)161頁以下。
- 2) 神山智美「環境権等に基づくメガソーラー設置差止請求事件〈判例評釈〉」富大経済論集64巻1号171頁、越智敏裕「メガソーラー設置等差止請求事件判決」新・判例解説 Watch (法ゼ増刊)21号279頁。
- 3) 越智敏裕「自然公園法20条3項の不許可処分が取り消され、許可が義務付けられた事例」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-140801659 (Web版 2018年9月14日掲載)。

上智大学教授 越智敏裕